

広島県選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十九年十月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

病院	病院	病院	指 定 施 設		変 更 後
			名 称	所 在 地	
医療法人社団光仁会 こぶしの里クリニック	医療法人社団中川会 中川病院	医療法人厚生堂 長崎厚生堂病院	広島市西区三篠町一丁目一〇番一〇号	広島市東城町川東一五二番地四	医療法人社団光仁会 こぶしの里病院
名称	名称	所在地	名称	事項	変 更 後
医療法人社団光仁会 こぶしの里病院	医療法人社団中川会 中川病院	広島市西区三篠町一丁目一〇番一〇号	医療法人厚生堂 長崎病院		